

理事会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、認定NPO法人さくらんぼ(以下当法人といふ。)の業務執行機関である理事会の運営に関する事項について定め、その適法かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(職務及び権限)

第2条 理事会は、この法人の業務執行を決し、理事長、業務執行理事の職務執行を監督するとともに、理事長及び副理事長、専務理事の選定若しくは解職その他法令又はこの法人の定款で定める職務を行う。

(構成)

第3条 理事会は全ての理事をもって構成する

(種類及び開催)

第4条 1 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種とする。
2 通常理事会は毎事業年度年4回以上開催する
3 臨時理事会は次の各号に該当する場合に開催する
(1) 理事長が必要と認めた時
(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって、召集の請求があった時
(3) 前号の招集があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内にその日を理事会の日とする理事会の招集の通知が發せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(招集権者)

第5条 1 理事会は理事長がこれを招集する。但し、前条第3項第3号により理事が招集する場合を除く。
2 前条第3項第3号による場合は、その請求した理事が理事会を招集する。
3 理事長は前条第3項第2号に該当する場合は、その請求のあった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内を会日とする理事会を招集しなければならない。
4 理事会全員が改選された直後の理事会は、各理事が招集することができる。

(招集の手段)

第6条 1 理事会を招集するときは、理事会の1週間前に、各役員に対して招集通知を発

しなければならない。

- 2 前項の招集通知は、会議の日時、場所及び目的事項を書面または電磁的方法で行うものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(出席の有無の提出)

第7条 役員は理事会の招集通知を受けたときは、その出席の有無をあらかじめ招集権者につたえなければならない。

(議長)

第8条 1 理事会の議長は、理事長が任命する。

- 2 理事長に事故あるときは、理事長の職務を代行する者がこれにあたる。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事長が欠席した場合、また理事長が必要と認める時、理事長は指名する理事を議長とすることができる。
- 4 前項にかかわらず、理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事のなかから互選された者がこれに当たる。

(成立要件及び議決要件)

第9条 1 理事会の議決は、議決に加わることができる理事の3分の2が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事は書面又は電磁的記録により議決権行使することができる。
- 3 第1項の議決に特別の利害関係を有する理事は、理事会の議決に加わる権利を有しない。

(決議の省略)

第10条 1 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき当該事項について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、この限りではない。

- 2 理事は、前項に定める提案の内容に関し、自らが特別な利害関係を有するおそれがあると認める場合には、その旨及びその理由を理事長(理事長において自ら

が特別な利害関係を有するおそれがあると認める場合には、他の理事)に申し出るものとする。

(監事の出席)

第11条 監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、理事会に出席し、必要があると認めることは意見を述べなくてはならない。

(関係者の出席)

第12条 理事会が必要と認めるときは、議事に關係を有する者の出席を求めて、その意見を聴取することができる。

(閉会)

第13条 議長はすべての議事を終了したとき又は延期もしくは続行が決議されたときは閉会を宣言する。

(議事録)

- 第14条 1 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面をもって議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には定款第38条に記載の通り、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載、または記録して、議長及び選出された議事録署名人が記名押印をしなければならない。
- 3 前項の議事録は、会議の日から10年間、この法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

(議事録の配布)

第15条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果の概要を遅滞なく報告するものとする。

(議決事項)

第16条 法令又は定款の定める事項のほか、次の事項は理事会の議決を経なければならぬ。

- (1) 規程の制定又は改正に関する事項

- (2) 事業計画に基づく事業執行及び経営の方針及び重要政策に関する事項
- (3) 事業所の開設及び閉鎖に関する事項
- (4) 重要な契約に関する事項
- (5) 重要な訴訟に関する事項
- (6) 1件 500万円以上の固定資産の取得、改造、修理及び処分に関する事項
- (7) 1件 10万円以上の寄付に関する事項
- (8) 資金の運用に関する基本的な事項
- (9) 1件 1000万円を越える借入金に関する事項。ただし、長期借入金は定款第46条に基づき、総会の議決を経なければならない。
- (10) 通常業務以外の債務保証に関する事項
- (11) 理事長、副理事長、執行役員の分担に関する事項
- (12) 総会の議決により理事会に委任された事項
- (13) この規則、意思決定規則又は他の規約または規則により理事会の議決を要すると定められた事項
- (14) その他理事会において必要と認めた事項

(報 告)

第17条 1 第18,19条に定める業務執行者(内部理事)は、理事会において次の事項を報告しなければならない。

- 1. 業務の執行状況に関する事項
 - 2. 理事会において決定した案件の執行状況に関する事項
 - 3. 理事会が特に報告を求めた事項
 - 4. 法令又は定款により理事会への報告が必要とされている事項
 - 5. その他特に必要と認めた事項
- 2 前項の報告を行うにあたり必要があるときは、第18条に定める業務執行者は他のものにこれを行わせることができる。
- 3 理事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 4 監事は、理事が不正の行為をし、もしくはその行為をする恐れがあると認められとき、又は法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

(業務執行者)

第18条 法人の業務執行者は以下のものとする。

理事長及び副理事長以外の理事であって、理事会の議決によって本法人の業務を執行する者として選定された者(この規則で「内部理事」という。)

(内部理事)

第19条 1 内部理事は、理事の一員として第2条の職務にあたるとともに、理事会の決定により分担された業務を執行する。

2 業務執行理事は、分担された業務の執行に関して専務理事又は専務理事が指

名した者から指示があったときは、これに従うものとする。

3 内部理事は、本法人の職員の中から理事会の議決により任命する。

(1) 内部理事は、理事会の決定により分担された業務を執行する。

(2) 内部理事は、分担された業務を執行するうえで必要な事項を理事会に提案することができる。

(3) 内部理事は定款第14条に基づき、原則として通常総会において選任するものとする。ただし、理事会の議決によりいつでも任免することができる。

(4) 内部理事の任期は、2年目の通常総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

(理事の取引の承認)

第20条 1 理事が利益相反等取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

(1) 取引をする理由

(2) 取引の内容

(3) 取引の相手方・金額・時期・場所

(4) 取引が正当であるあることを示す参考資料

(5) その他必要事項

2 前項に示した事項について変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(責任の免除)

第21条 1 理事会は、役員の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 前項の規定に基づき、理事の責任免除に関する議案を理事会に提出する場合には、各監事の同意を得なければならない。

(責任限定契約)

第22条 理事会は、外部役員との間での賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(費用弁償)

第23条 1 理事に業務を依頼する場合、必要に応じて費用弁償を行うことができる。
2 理事会及び会議への出席に対して、旅費交通費を支給することができる。
3 上記の費用弁償の金額は、理事会において定めることとする。

(事務局)

第24条 1 理事会の運営を円滑に行うために事務局を置く。
2 事務局に事務処理の担当者を配置することができる。

(改 廃)

第25条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

第26条 この規程に定めていない必要な事項は、その都度定める。

付 則

この規程は、令和3年6月1日から施行する。